

CPD 制度に関する覚書

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下「CM 協会」という。）と公益社団法人日本建築積算協会（以下「積算協会」という）は、それぞれの会員およびそれぞれが定める資格者の継続的能力開発のためにより幅広い知識・技術習得の機会を提供し、人材育成をより効果的に行うことを目的として、CPD 制度における認定（ポイント取得対象）プログラムおよびそれに関連した事項について、以下の覚書を締結した。

記

1. CM 協会・積算協会それぞれで認定されたプログラム（以下「認定プログラム」という。）について、本覚書の定めに従って、運用ならびに提携する。
2. 認定プログラムの CPD 単位（ポイント）数については、CPD 単位申請者の申請に基づき、CM 協会・積算協会それぞれの規程によって取扱うこととする。
3. CM 協会・積算協会それぞれが主催する講習会・講演会等については、互いに「後援」および「CPD 認定（ポイント取得対象）プログラムであること」を明記することができる。
4. CM 協会・積算協会それぞれが主催する講習会・講演会等については、一方の要請があった場合、ホームページ・メールマガジン・会誌などによる広報協力を行う。
5. CM 協会・積算協会それぞれが主催する講習会・講演会等について、主催者は相手方の会員に対する参加費用の友好団体会員割引を行うように努める。
6. CM 協会・積算協会は、それぞれ本部および支部に適用し、周知する。
7. CM 協会・積算協会は、本覚書の定めにかかわらず、他の団体との提携および合意をすることができる。
8. CM 協会・積算協会の一方が申し出ることにより、本覚書を終了することができる。ただし、少なくとも 3 か月の適切な協議過程を経なければならない。
9. 本覚書の内容を変更する場合は、CM 協会と積算協会とで別途協議する。
10. 本覚書に記載のない事項については、CM 協会と積算協会とで別途協議する。
11. 本覚書は平成 26 年 4 月 1 日から発効する。

本覚書の成立を証するため、本書を 2 通作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

以上

平成 26 年 4 月 1 日

東京都港区芝 5-26-20
建築会館 6 階

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会

会長 岡 房信

東京都港区芝 3-16-12
サンライズ三田ビル 3 階

公益社団法人日本建築積算協会

会長 野呂幸一